

対策！ 反対尋問 第伍の巻

1. 本人尋問の流れ



第5回目の本人尋問は、一般原告9人の尋問が行われました。(上図) (法廷に立った原告：Nさん、Uさん、Yさん、Sさん、Uさん、Kさん、Eさん、Sさん、Hさん)

2. 9原告の本人尋問、これまでの本人尋問から

今一度問ふ！みなさんはなぜ避難したのですか？

今回も陳述書の範囲で、決まった形の反対尋問が行われています。明確になってきたのは、私たちが一つの大きな共通の思いがあることへの被告側の回避的質問が多いということです。

- ①原告：子どもに結節が見つかった→被告：多くの人に見られます。知っていますか？
- ②原告：低線量ひばくに対する人体への影響を調べた→被告：どの専門家に聞きましたか？東大の放射線医に聞きましたか？
- ③原告：データ等調べて避難しました→被告：まわりで避難したのは何世帯！くらいか？『市政だより』は見ていましたか？覚えていますか？○○という記事があったのは知っていますか？

上は、みなさんがただ何となく心配で避難したと印象付ける回避質問です。病気の症状の一般論に終始、科学技術論で原告を論破しようとする、データを言わせて回避、すべては、みなさんが東電や国が無策に事故を起こし、放射性物質を広範囲にばらまき、そこから被ばくを避けるために避難してきた事実を言わせない質問です。

落ち着いて、核心を伝えてください。

3. 弁護士 高木先生よりコメントをいただきました！

高木先生は、DVDでも反対尋問へのアドバイスをしています。DVDは必見なので、本人尋問の日までの確認してみてください！

Q 一時帰宅時、放射線量を測定していますか
＝線量に全く頓着していないという事実を聞き出し、漠然とした不安感から避難し、あるいは不安感すらも抱いていないにもかかわらず、避難を継続しているという結論を導こうとする質問。

A 自分では測定していませんが、モニタリングポストを見えています。
低線量被ばくのリスクについては様々な見解がありますので、マスクをしたり、外出を控える形で一時帰宅しています。(…第六の巻に続く)

4. 第5回目(本人尋問)を終えて…

公正な判決を求める要請署名も一時目標である10000筆を超えました。本目標の30000筆を目指して署名活動を展開しています。本当に多くの方が私たち原告を支えてくれています。私たちの思いが裁判官の胸に届きますように。